

## 霧島市建設コンサルタント業務等最低制限価格算定要領

(目的)

第1条 この要領は、霧島市が発注する建設工事に付帯する測量、調査及び設計等の業務（以下、「建設コンサルタント業務等」という。）の委託契約に係る競争入札に関し、霧島市契約規則（平成17年霧島市規則第63号）第16条に規定する最低制限価格を設けるときに必要な算定方法を定めるものとする。

(対象となる業務)

第2条 対象となる業務は予定価格が50万円を超える建設コンサルタント業務等で次に定める業務とする。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (4) 補償関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務

(算定方法)

第3条 最低制限価格は、当該競争入札の予定価格に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 前条第1号に定める業務 10分の8.2
- (2) 前条第2号から第4号までに定める業務 10分の8
- (3) 前条第5号に定める業務 10分の8.5

2 前項で算出された額に小数点以下の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(公表等)

第4条 最低制限価格は、公表しないものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札案件から適用する。)

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年10月1日以降に公告又は指名通知を行う入札案件から適用する。)